

# 資料 4

(H26年6月2日予定)

## 芦別市留守家庭児童会の状況

施設名	指導員数	児童数	業務内容
ひばり児童会 (子どもセンター つばさ内)	4名 (臨時指導員)	小学1年生 30名    小学2年生 34名 小学3年生 18名    小学4年生 1名 小学5年生 1名 合計 84名 (障がい児2名)	〈開設時間〉 平日                    午後12時30分～午後6時00分 土曜日・長期休み等 午前 8時00分～午後6時00分 〈負担金等〉
すみれ児童会 (上芦別保育園内)	1名 (臨時指導員)	小学1年生 3名    小学2年生 4名 小学3年生 6名    小学5年生 1名 合計 14名 (障がい児1名)	児童会利用料金なし    おやつ代～月1,000円 スポーツ保険～年800円 〈保育内容・行事等〉 学習・製作活動・お誕生会・クッキング・百人一首 児童会まつり他
備考	留守家庭児童会運営経過 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年4月1日から新1年生受け入れ開始</li> <li>・ 平成22年4月1日から土曜日開設、土曜日・長期休みの開会時間を午前10時から午前9時に変更</li> <li>・ 平成24年4月1日から土曜日・長期休みの開会時間を午前9時から午前8時に変更</li> </ul>		

### 【放課後児童健全育成事業】～留守家庭児童会

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が就労等などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

### 【芦別市留守家庭児童会の近年の傾向】

24年度から、小学校1年生の入会希望が例年に比べ多く見られる状況です。また、子どもが低学年の間は午前中や下校前までの時間帯で勤務する母親が増えてきている事、また長期休暇のみの利用希望者も年々増加傾向にあり就労形態の変化に対応するため長期休暇等のみの利用も出来るよう体制を整備しニーズに応えています。また、障がい児受け入れを実施し、柔軟な対応やきめ細やかな取り組みを行っています。

# 平成26年度留守家庭児童会入会児童数一覧

平成26年6月2日予定

学年	ひばり			すみれ			合計		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
1	16	14	30	3	—	3	19	14	33
2	18	16	34	2	2	4	20	18	38
3	8 <small>(支援学級児 童1名含む)</small>	10	18 <small>(支援学級児 童1名含む)</small>	3	3	6	11 <small>(支援学級児 童1名含む)</small>	13 <small>(支援学級児 童1名含む)</small>	24 <small>(支援学級児 童1名含む)</small>
4	—	1	1	—	—	—	—	1	1
5	1 <small>(支援学級 児童)</small>	—	1 <small>(支援学級 児童)</small>	1 <small>(支援学級 児童)</small>	—	1 <small>(支援学級 児童)</small>	2 <small>(支援学級 児童)</small>	—	2 <small>(支援学級 児童)</small>
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	43 <small>(支援学級児 童2名含む)</small>	41	84 <small>(支援学級児 童2名含む)</small>	9 <small>(支援学級児 童1名含む)</small>	5	14 <small>(支援学級児 童1名含む)</small>	52 <small>(支援学級児 童3名含む)</small>	46	98 <small>(支援学級児 童3名含む)</small>

## <4月1日付 児童会入会児童数>

	ひばり児童会	すみれ児童会	合計
1年	26名	2名	28名
2年	32名	4名	36名
3年	15名	6名	21名
4年	1名		1名
5年	1名		1名
合計	75名	12名	87名

※ ひばり児童会待機児童 11名 (1年~4名 2年~4名 3年~3名)

## 放課後児童クラブ（学童保育）の基準に関する案例案

国の指針（放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書より）	芦別市設置・運営の基準案（国が定める基準に基づき市町村が案例化）
<p><b>① 従事する者 【従うべき基準】</b></p> <p>I. 放課後児童クラブに置くべき有資格者は「児童の遊びを指導する者」の資格とする。 ※ただし、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要は無い。</p> <p>II. 基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を保管する為の研修を制度化することが適当である。</p> <p>III. 有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。</p> <p>IV. 新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当である。</p>	<p><b>① 従事する者 【従うべき基準】</b></p> <p>I. 国の基準に準ずる。 ・資格のある嘱託職員、職員の配置が必要。</p> <p>II. 国の基準に準ずる。</p> <p>III. 国の基準に準ずる。 ・都道府県が実施する有資格者となるための研修も臨時職員が参加できるように職員係と検討する。</p> <p>IV. 国の基準に準ずる。 ・有資格者でない臨時職員も着任時に研修の受講が出来るよう職員係と検討する。</p>
<p><b>② 員数（配置基準） 【従うべき基準】</b></p> <p>I. 職員は2人以上を配置。うち1人以上は有資格者を配置する。</p> <p>II. 小規模クラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員が兼務可能な場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。</p>	<p><b>② 員数 【従うべき基準】</b></p> <p>I. 国の基準に準ずる。 現在、芦別市は全員臨時職員で無資格者のため、来年からは、各児童会に有資格の指導員がクラスに1名以上の配置が必要となる。</p> <p>II. 国の基準に準ずる。</p>
<p><b>③ 児童の集団の規模 【参酌すべき基準】</b></p> <p>I. 児童の集団の規模はおおむね40人までとする。 児童数の算出について（国が示す算出方法 毎日利用する児童（継続利用）＋ 一時的に利用する児童（習い事など週何日か利用）の平均利用人数</p> <p>II. 児童数は毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。</p>	<p><b>③ 児童の集団の規模 【参酌すべき基準】</b></p> <p>I. すみれ児童会～平成26年4月現在 12名 ひばり児童会～平成26年4月現在 75名（内長期5名） ・現在、ひばり児童会は1つしか部屋がないため、場合により活動をわけて児童の規模の適正化を図っている。平成27年度より小学校内での児童会移設を検討し参酌すべき基準に対応する。</p> <p>II. 国の基準に準ずる</p>

<p>④ 施設・設備 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 児童1人当たりの面積については、おおむね1.65㎡以上が望ましい。 ※面積算定の基準となる児童数は、③-Ⅱの算定法による。</p> <p>II. 静養スペースを設けることが適当である。 ※静養スペースの設置は児童の安全・健康・衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。</p>	<p>④ 施設・設備 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。すみれ児童会～平成26年4月現在 4.92㎡ ひばり児童会～平成26年4月現在 1.13㎡</p> <p>II. 静養スペース～各クラブの実情に応じる。 ひばり児童会 有 すみれ児童会 無</p>												
<p>⑤ 開所日数 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 平日授業日に学校の長期休暇等を加えた数である年間250日以上を原則とする。 地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>	<p>⑤ 開所日数 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる： すみれ児童会～年間250日以下 ひばり児童会～年間290日～300日未満</p>												
<p>⑥ 開所時間 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 平日は1日平均3時間以上開所するものとする。 休日は子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所するものとする。</p>	<p>⑥ 開所時間 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <table border="0"> <tr> <td>平日</td> <td>:</td> <td>午後12時30分～18時00分</td> <td>(5.5時間開設)</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td></td> <td>午前 8時00分～18時00分</td> <td>(10時間開設)</td> </tr> <tr> <td>長期休業日等</td> <td></td> <td>午前 8時00分～18時00分</td> <td>(10時間開設)</td> </tr> </table>	平日	:	午後12時30分～18時00分	(5.5時間開設)	土曜日		午前 8時00分～18時00分	(10時間開設)	長期休業日等		午前 8時00分～18時00分	(10時間開設)
平日	:	午後12時30分～18時00分	(5.5時間開設)										
土曜日		午前 8時00分～18時00分	(10時間開設)										
長期休業日等		午前 8時00分～18時00分	(10時間開設)										
<p>⑦ 対象児童 【地域子ども・子育て支援事業の拡充】</p> <p>I. 概ね10歳未満の小学生⇒小学校6年生</p>	<p>⑦ 対象児童 【地域子ども・子育て支援事業の拡充】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p>												



## 芦別市留守家庭児童会の今後について(すみれ・ひばり児童会)

### <すみれ児童会の現状>

- ① 上芦別保育園の老朽化と園児の減少などから、子供センター保育園との統合を検討している。そのため現在、上芦別保育園内で開設しているすみれ児童会を移転する必要がある。
- ② 上芦別小学校～すみれ児童会までの安全面(不審者・交通事故・寄り道など)

### <ひばり児童会の現状>

- ① 芦別小学校～ひばり児童会までの安全面(不審者・交通事故・寄り道など)
- ② 共働き世帯が増えてきたことに伴い、留守家庭児童会入会希望者が近年増加傾向にある。現在の場所(子どもセンター内)でのひばり児童会は一部屋しかなく、対応が難しくなっている。
- ③ 「子ども・子育て支援法」により地域子ども・子育て支援事業のうち「放課後児童健全育成事業」について芦別市でも設置・運営に関する基準を定め平成27年度より施行することとなった。放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数については「従うべき基準」、その他の事項は「参酌すべき基準」とされ1クラス40名以内が目案(40名以上の場合はクラスを分けるなど)、児童の1人あたりの面積など最低基準を下らないよう対応していかなければならない。また、対象年齢の見直し(おおむね10歳未満の小学生⇒小学生(6年生に拡大))により児童会入会希望増加が予想されるため。

### <芦別市留守家庭児童会の今後>

上記の現状を踏まえて、すみれ児童会は上芦別小学校へ、ひばり児童会は芦別小学校へ移転することが望ましいと考えている。